

令和2年4月9日

ご相談者様
企業の皆様
関係機関の皆様

社会福祉法人 青い鳥
川崎南部就労援助センター
所長 西村 和恭
電話（０４４）２０１－８６６３

緊急事態宣言発令に伴う対応について

平素より川崎南部就労援助センターの事業に対し、ご協力を賜り感謝申し上げます。
新型コロナウイルスの感染が広がっており、政府より7日に緊急事態宣言が発令されました。それを受けて川崎南部就労援助センターでは、ご利用者様の安心安全を確保する為に緊急事態宣言が解除されるまでの間、下記の対応をとらせていただきます。
ご相談者の皆様へはご不便、ご心配をおかけしますが、感染拡大防止の為、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- ① 就労援助センター内での面談及び訪問による面談を原則延期とさせていただきます。
- ② 職員の出勤をローテーションにし縮小致します。
- ③ 新規のご相談については、緊急事態宣言が解除されたのち順番にご案内させていただきます。その為、相談開始までお時間がかかる可能性がございます。
- ④ センター職員の健康管理を徹底致します。
- ⑤ 職員に感染者が出た場合は、保健所の指示によりセンターを閉所する場合がございます。その際は法人ホームページにてお知らせ致します。
- ⑥ ご相談につきましては、電話にて随時対応しておりますので、何かお困り事がございましたら下記の電話におかけくださいますようお願い申し上げます。

川崎南部就労援助センター 電話（０４４）２０１－８６６３

以上